**指定訪問看護ステーションのサテライト設置に係る取扱いについて**

**（令和５年４月１日設置分から適用）**

１　設置要件

・事業所の指定は、原則としてサービス提供の拠点ごとに行うものとするが、次の要件を満たす出張所については、一体的なサービス提供の単位として「事業所」に含めて指定することができる取扱いとする。なお、この取扱いは、同一法人にのみ認める。

|  |  |
| --- | --- |
| ① | 利用申込みに係る調整、指定訪問看護の提供状況の把握、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。 |
| ② | 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されていること。必要な場合に随時、主たる事業所や他の出張所等との間で相互支援が行われる体制（例えば、主たる事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制）にあること。 |
| ③ | 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。 |
| ④ | 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められること。 |
| ⑤ | 人事、給与、福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われること。 |
| ⑥ | サテライトは、本体事業所と同一の建物又は同一敷地の別棟には設置しないこと。 |
| ⑦ | サテライトの名称には「本体事業所名」＋「サテライト」を入れることとし、サテライトであることを看板等で明示すること。 |
| ⑧ | 本体事業所及びサテライトとも原則、本市内に設置すること。 |
| ⑨ | １の本体事業所に対して、サテライトは１か所までとする。 |
| ⑩ | 本体事業所とサテライトとの距離は、自動車等による移動に要する時間が概ね２０分以内の近距離であること。 |
| ⑪ | 地域の実情等を踏まえ、サービス提供体制の面的な整備、効率的な事業実施の観点から、サテライトの設置に合理的な理由があること。 |

※ ①～⑤については、厚生労働省老健局老人保健課の平成28年3月25日付け事務連絡【介護保険最新情報Vol.530　訪問看護事業所の出張所（いわゆる「サテライト」）の設置について】のとおりである。２　人員基準

　・管理者は本体事業所に配置すること。

・本体事業所とサテライトにおいて、それぞれ必要な人員を配置した上で、合算して常勤換算２．５以上であること。

|  |  |
| --- | --- |
| 職種 | 員数・資格 |
| 管理者 | 常勤専従１人※管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務、又は同一敷地内の他の事業所・施設の職務に従事可【資格】保健師又は看護師で、医療機関での看護や訪問看護、訪問指導に従事した経験等、必要な知識及び技能を有する者 |
| 保健師、看護師又は准看護師 | ・常勤換算２．５以上・上記のうち常勤１人以上 |
| 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 | ・実情に応じた適当数（配置しないことも可能） |

※ サテライトのみで常勤換算２．５以上を満たす場合は、原則として単独の本体事業所として指定を受けること。

３　設備基準

・本体事業所とは別に、事務室、必要な設備・備品を確保すること。

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 内容 |
| 事務室 | ・事業の運営を行うために必要な広さの専用の区画を設けること。（同一敷地内の他の事業所、施設等と兼用する場合は、必要な広さの専用区画）・利用申込の受付、相談に対応する適切なスペースを確保すること。 |
| 設備・備品 | ・指定訪問看護に必要な設備・備品等（感染症予防に必要な設備等に配慮） |

４　加算に関する留意点

① ターミナルケア加算、緊急時訪問看護加算、特別管理加算

　・本体事業所とサテライト双方の全体で、加算の有無を判断する。

・「１人の利用者に対し、１か所の事業所に限り算定できる。」は、本体事業所、サテライトを通じて１事業所とみなす。

② サービス提供体制強化加算、看護体制強化加算

　・本体事業所とサテライト双方の全体で、加算の有無を判断する。

５　届出方法

　・サテライトを設置する場合は、事前相談の上、設置日（毎月１日）の前々月の末日までに、新規指定申請書又は変更届出書に必要な書類を添付して提出すること。

◆ 新規の訪問看護ステーションの開設と同時にサテライトも設置する場合…新規指定申請書

 ◆ 既存の訪問看護ステーションに追加してサテライトを設置する場合………変更届出書